

消費者への普及啓発と適正排出の 促進について

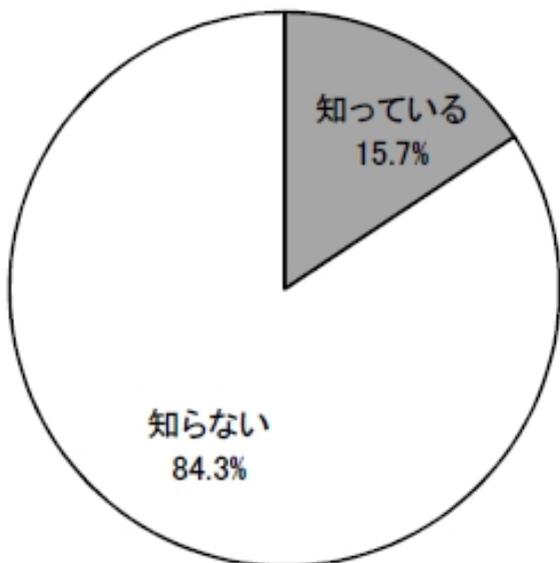
小型家電リサイクルに関する 消費者意識調査について

消費者意識についてのアンケート調査①

小型家電リサイクル制度の認知度等の把握や今後の普及策の検討等を目的として、小型家電リサイクル制度に対する消費者意識についてアンケート調査を実施。

(調査時期)平成25年12月 (調査対象)インターネットアンケートモニタ (サンプル数)59,919サンプル

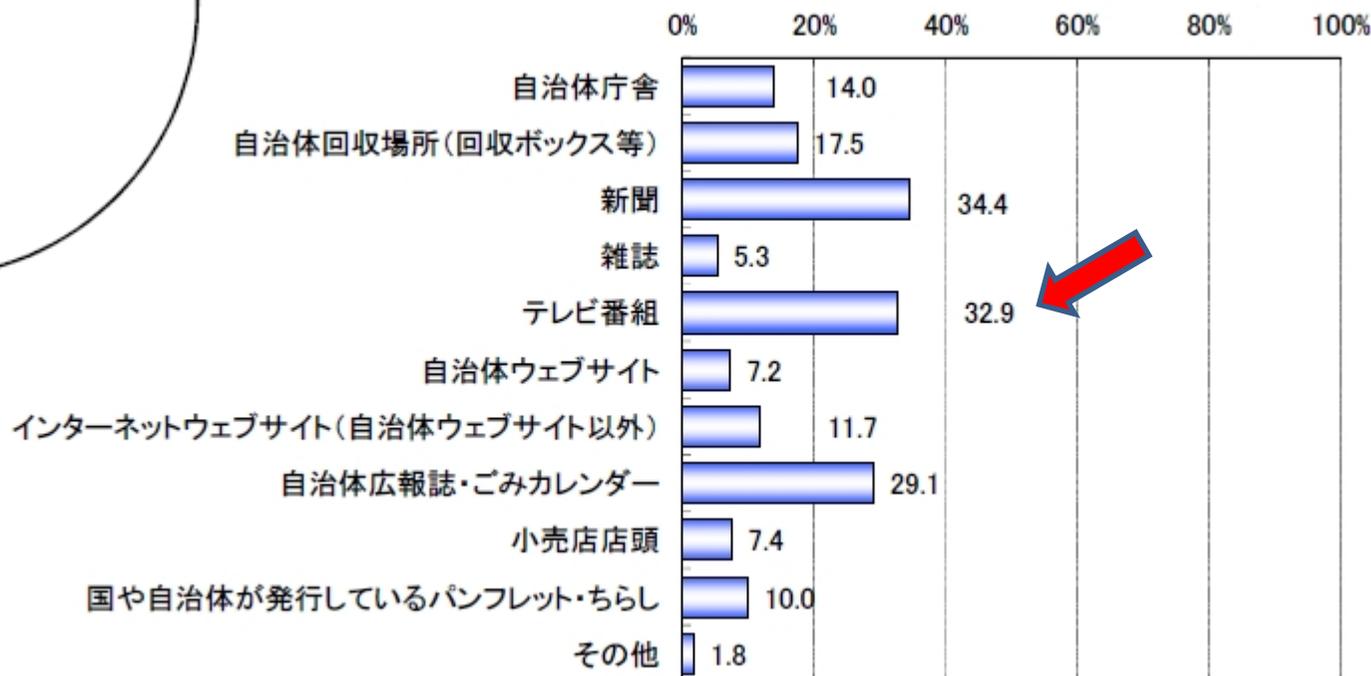
小型家電リサイクル法の認知状況



N=59,919

小型家電リサイクル法を認知した媒体

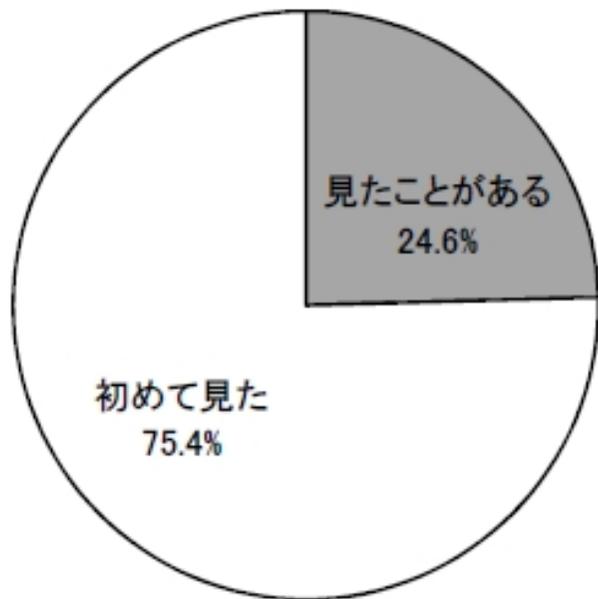
N=9,428



消費者意識についてのアンケート調査②

小型家電リサイクル法マークの認知度

N=9,428



小型家電

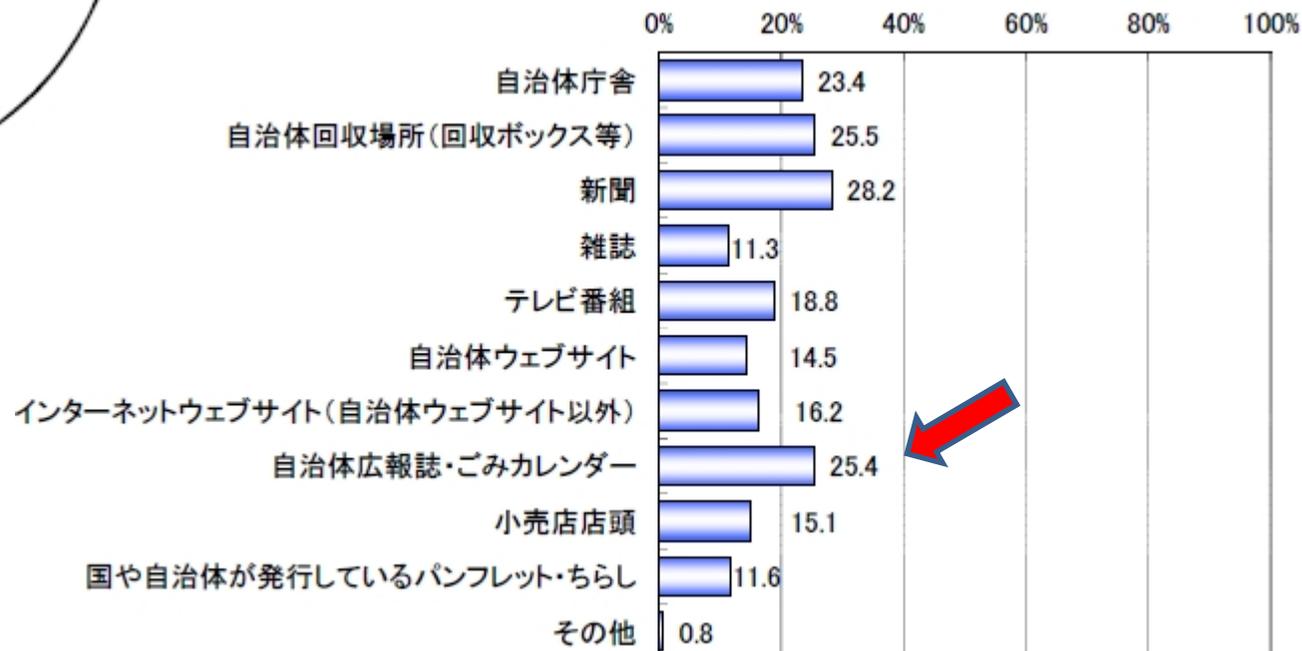
小型家電リサイクルマーク

(※環境省の登録商標)

- ・小型家電リサイクル法に基づく回収であることを明確に伝えるもの。
- ・小型家電リサイクルに取り組む市町村又は認定事業者が利用する。

マークを認知した媒体

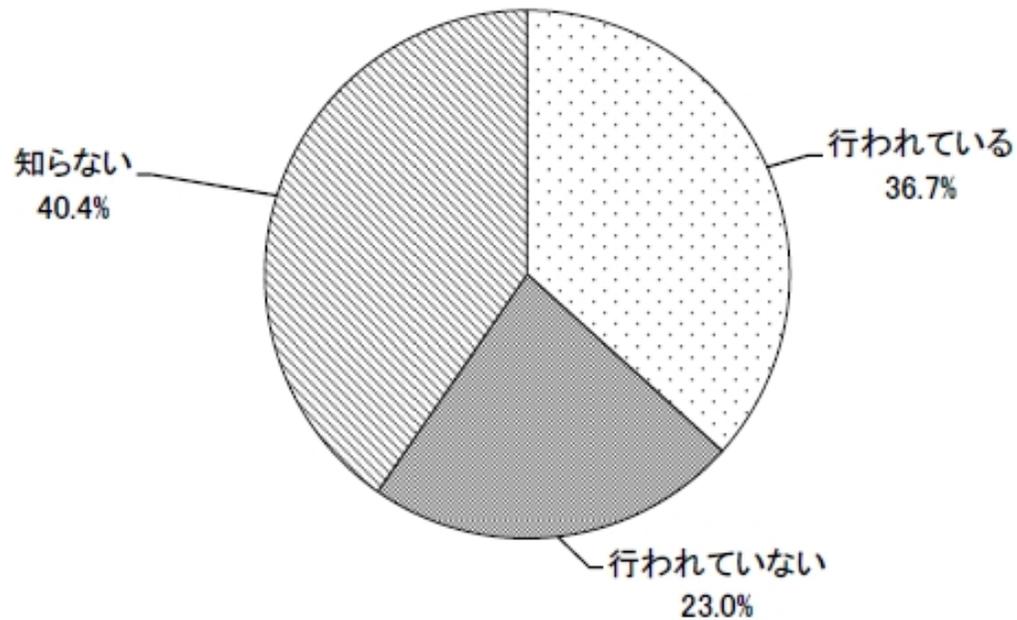
N=2,316



消費者意識についてのアンケート調査③

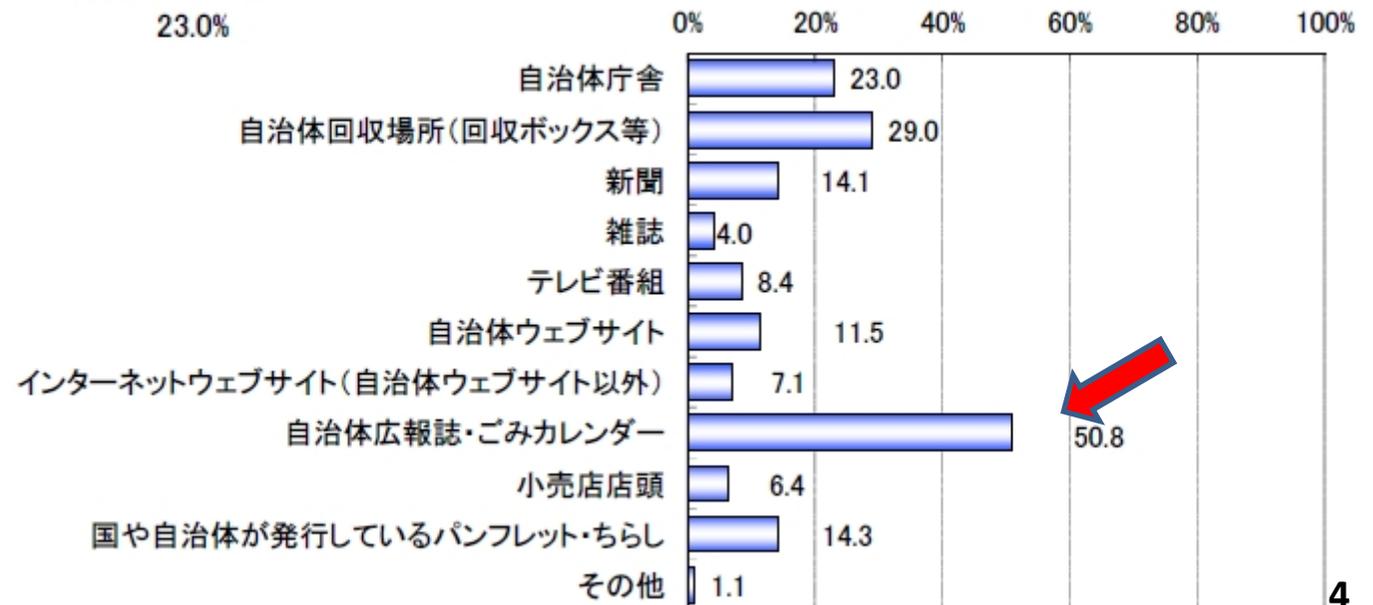
居住自治体における取組の実施有無の認識

N=9,428



居住自治体の取組を認知した媒体

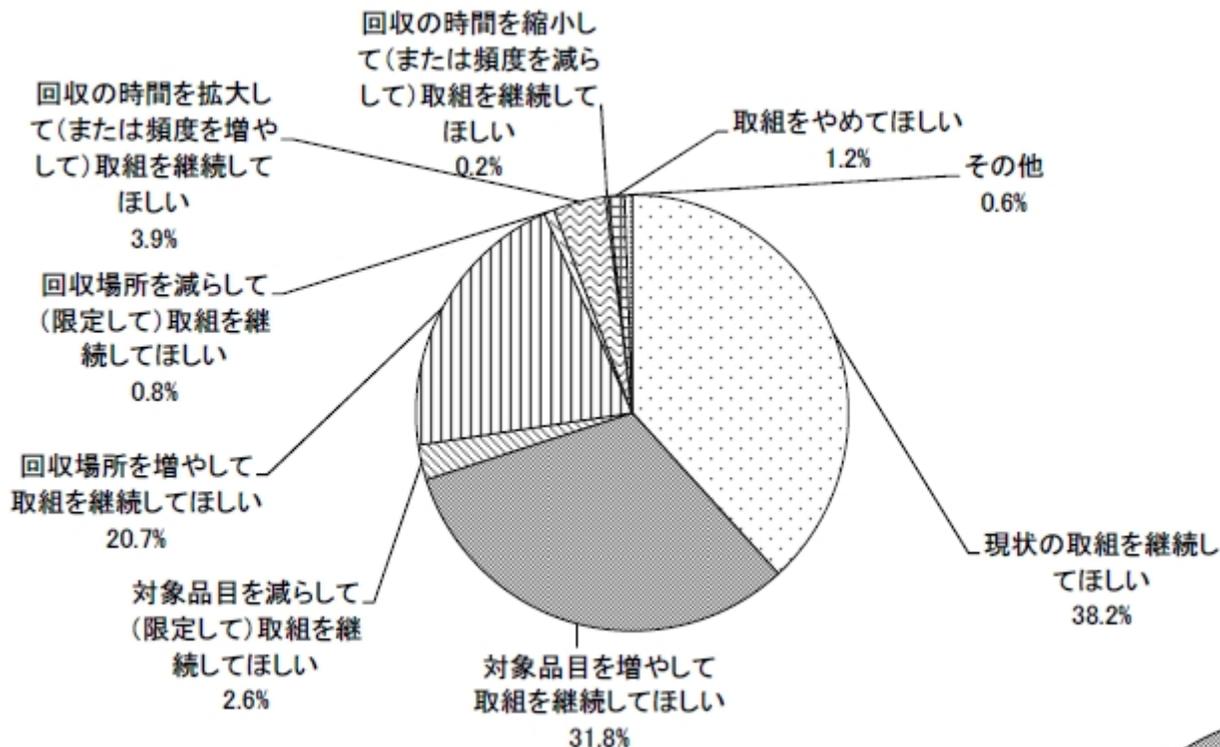
N=3,457



消費者意識についてのアンケート調査④

小型家電リサイクルの取組に対する考え (居住自治体で取組が行われていると回答した消費者)

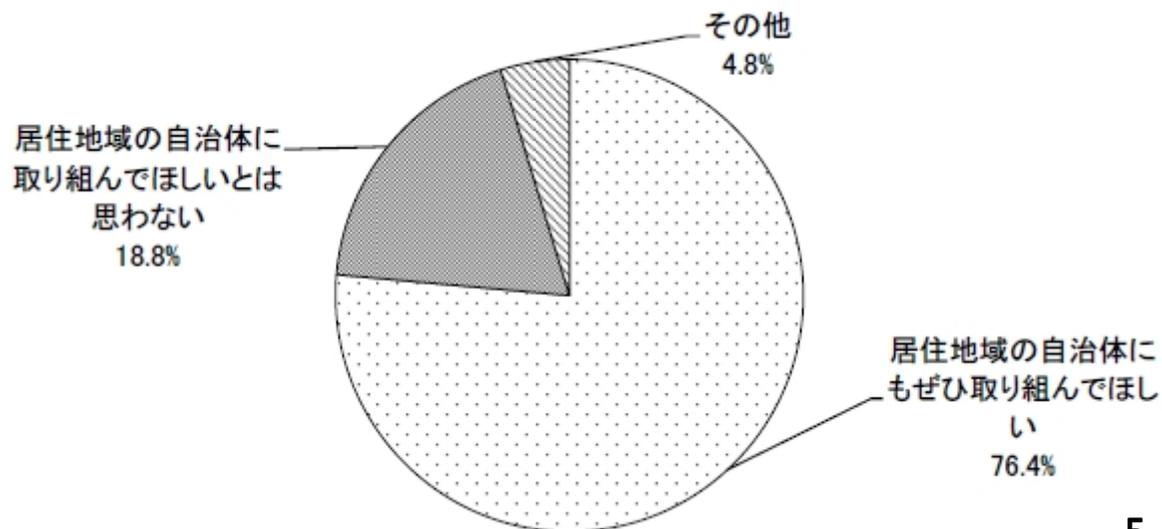
N=3,457



小型家電リサイクルの取組に対する考え

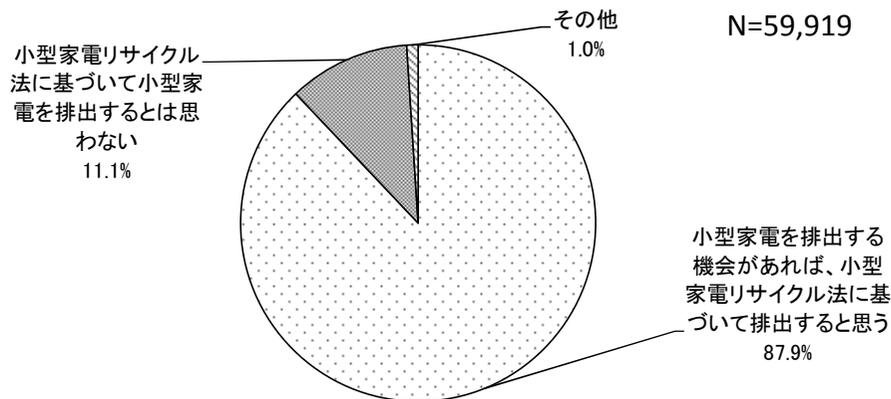
(居住自治体で取組が行われていない、知らないと回答した消費者)

N=56,462

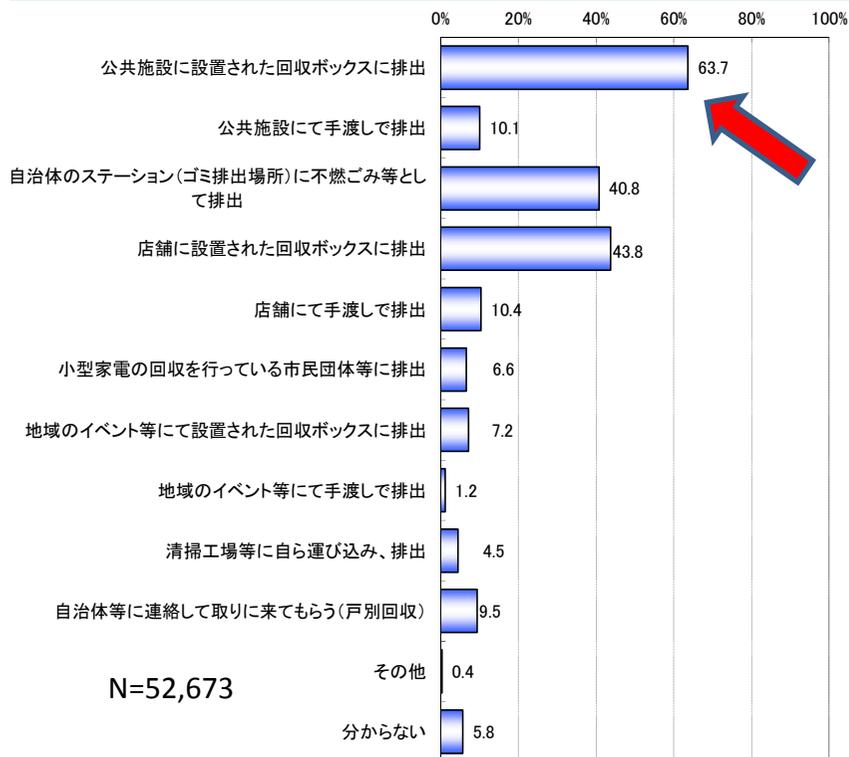


消費者意識についてのアンケート調査⑤

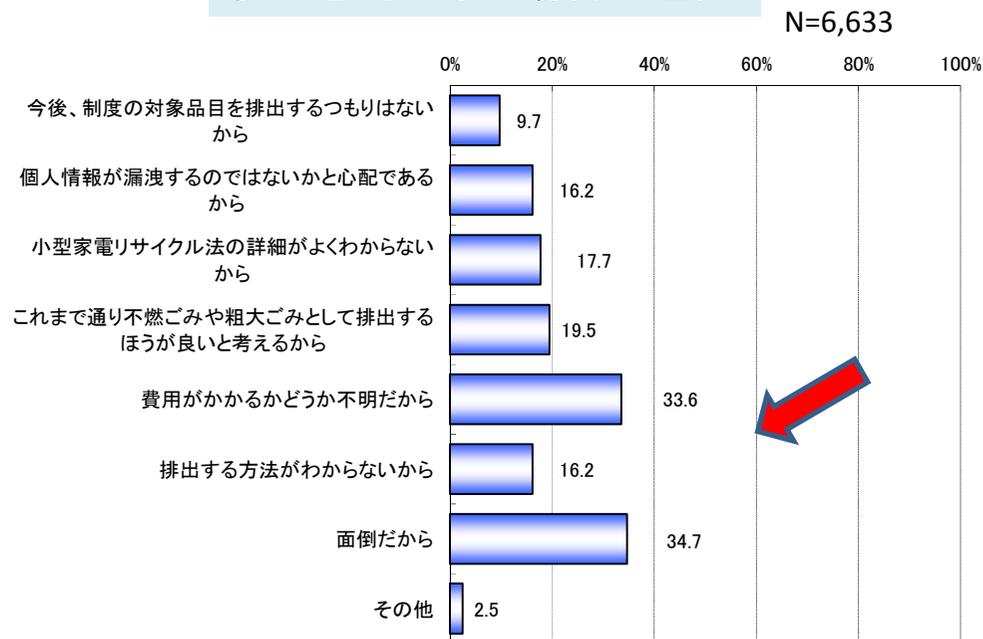
小型家電リサイクル法への参加意向



小型家電リサイクル法へ参加する方法



参加意向がない場合の理由



小型家電リサイクルに係る普及啓発（1/2）

- 消費者へは自治体を通して、ちらし・パンフレットの配布により広報を実施。併せて、環境イベントに出展し、広い世代へ意識啓発を実施
- 排出事業者へも小型家電リサイクル法に沿った適正処理の意義について啓発を実施

	内容
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 「小型家電リサイクル法がはじまります」パンフレット、ポスター作成、全都道府県・市区町村へ配布 ● 啓発用動画「小型家電のリサイクルを始めよう！」を、全都道府県・市区町村へ配布。環境省動画チャンネル（YouTube）に掲載 ● 全国紙・地方紙、及び雑誌に広告掲載 ● 家電量販店でのスポット広告実施
平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 「小型家電リサイクル法が始まりました！」パンフレット作成、全都道府県・市区町村へ配布 ● 『子ども霞が関見学デー』にブース出展、親子向け携帯電話解体教室を開催 ● 環境イベント『エコライフ・フェア2013』出展。渋谷区の協力を得て小型家電を回収 ● 全国紙、及び雑誌に広告掲載 ● 排出事業者向け「小型家電リサイクル法セミナー」を東京と大阪で開催
平成26年度 （予定を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境イベント『エコライフ・フェア2014』出展、小型家電の解体体験を提供 ● 地方紙での広告掲載 ● 教職員・親子・事業者向け啓発資料の作成 ● 小型家電リサイクル法広報戦略検討会 ● 排出事業者向け「小型家電リサイクル法セミナー」開催 等



（左：環境省動画チャンネル（YouTube） 中：子ども霞が関見学デー、右：エコライフ・フェア）

小型家電リサイクルに係る普及啓発（2/2）

- パンフレットは自治体を通して配布
- 新聞広告のほか、生活系雑誌や家電量販店設置フリーペーパーにも広告掲載
- 適正な排出方法に関する理解を促進するため、無許可の廃棄物回収業者に関する啓発を実施

Q7 どうして廃棄物を出す時に「無許可」の回収業者を利用してはいけないの？

A 法を守った適正な処理が確認できないからです。
無許可業者によって回収された廃棄物が、不法投棄や不適正処理された事例が報告されています。ご家庭の廃棄物の処分方法についてご不明な点は、まずお住まいの市区町村にお尋ねください。

1 無許可の回収業者にはこのような例があります。
※ご家庭から廃棄物などの廃棄物を回収するには、市区町村の「一般廃棄物処理業」の許可や委託が必要で、「産業廃棄物処理業」の許可、「古物商」の許可は、ご家庭の廃棄物を回収することはできません。

Q8 家電4品目のリサイクル方法も変わるの？

A これまでと変わりません。
テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の家電4品目は、これまでどおり「家電リサイクル法」の対象です。回収方法は、小型家電と異なります。詳しく知りたい方は、お住まいの市区町村や家電小売店にお尋ねください。

Q1 小型家電リサイクル法の対象は？

A ご家庭の電気や電池で動く製品が広く対象となります。
パソコン、携帯電話、デジタルカメラ、スマートフォン、電子辞書、ゲーム機、デジタルブック、電気シェーバー、など

この他にも、幅広い製品が小型家電に含まれます。市区町村によって回収する品目が異なりますので、詳しくはお住まいの市区町村にお尋ねください。

小型家電リサイクル法が始まりました！

2013年4月から「小型家電リサイクル法」が始まりました。市区町村や協力小売店などの回収の取り組みがとんとん広がっています。分別回収にご協力ください。

Q1 小型家電リサイクル法の対象は？

A ご家庭の電気や電池で動く製品が広く対象となります。
パソコン、携帯電話、デジタルカメラ、スマートフォン、電子辞書、ゲーム機、デジタルブック、電気シェーバー、など

この他にも、幅広い製品が小型家電に含まれます。市区町村によって回収する品目や回収開始時期が異なりますので、詳しくはお住まいの市区町村にお尋ねください。

Q2 小型家電ってどのように回収されるの？

A お住まいの市区町村ごとに、以下のような方法で回収します。
自治体によって、回収方法は異なります。協力小売店で回収している場合もあります。
このマークは、小型家電を回収している印です！
E-Wasteマークは、小型家電を回収している印です！

Q3 回収された小型家電はどうなるの？

A きちんと処理され資源となります。
適正なリサイクルを実施する者として国の調査を受けた認定事業者などが、回収された小型家電を分別・検出し、金属の精錬やプラスチックなどに分別し、金属製業者や金属製業者に再資源化して再資源化します。この過程で有害物質も取り除かれます。
資源アクトの回収、資源・環境にも貢献します。

二 お住まいの市区町村や協力小売店の分別回収にご協力ください

小型家電リサイクル法(左:パンフレット、上:新聞広告)

「無許可」の回収業者を利用しないでください！

法を守った適正な処理が確認できません！

無許可業者によって回収された廃棄物が、不法投棄や不適正処理された事例が報告されています。

1 無許可の回収業者にはこのような例があります。
※ご家庭から廃棄物などの廃棄物を回収するには、市区町村の「一般廃棄物処理業」の許可や委託が必要で、「産業廃棄物処理業」の許可や「古物商」の許可は回収できません。

環境省 詳細はこちら

廃家電や粗大ごみなど、廃棄物の処分に「無許可」の回収業者を利用しないでください！

無許可業者によって回収された廃棄物が、不法投棄や不適正処理された事例が報告されています。

環境省 詳細はこちら

無許可の廃棄物回収業者対策(左:地方紙広告、上:ちらし)

小型家電リサイクル法が始まりました！

2013年4月から「小型家電リサイクル法」が始まりました。市区町村や協力小売店などの回収の取り組みがとんとん広がっています。分別回収にご協力ください。

Q1 小型家電リサイクル法の対象は？

A ご家庭の電気や電池で動く製品が広く対象となります。
パソコン、携帯電話、デジタルカメラ、スマートフォン、電子辞書、ゲーム機、デジタルブック、電気シェーバー、など

この他にも、幅広い製品が小型家電に含まれます。市区町村によって回収する品目や回収開始時期が異なりますので、詳しくはお住まいの市区町村にお尋ねください。

Q2 なぜ小型家電を廃めてリサイクルするの？

A 資源な家電を大切にしたい。私たちの環境を守りたい。
自治体によって、回収方法は異なります。協力小売店で回収している場合もあります。
このマークは、小型家電を回収している印です！
E-Wasteマークは、小型家電を回収している印です！

Q3 小型家電ってどのように回収されるの？

A お住まいの市区町村ごとに、以下のような方法で回収します。
自治体によって、回収方法は異なります。協力小売店で回収している場合もあります。
このマークは、小型家電を回収している印です！
E-Wasteマークは、小型家電を回収している印です！

Q4 どうして廃棄物を出す時に「無許可」の回収業者を利用してはいけないの？

A 法を守った適正な処理が確認できないからです。
無許可業者によって回収された廃棄物が、不法投棄や不適正処理された事例が報告されています。ご家庭の廃棄物の処分方法についてご不明な点は、まずお住まいの市区町村にお尋ねください。

二 お住まいの市区町村や協力小売店の分別回収にご協力ください

小型家電リサイクル法雑誌広告